

(お客さま用)

## 「相続手続時の必要書類一覧表」

(亡くなられた方の氏名 )

必 要 書 類	相続手続内容(注1)							
	A	B	C	D	E	F	G	H
被相続人の通帳および証書								
被相続人の「戸籍謄本」と「改製原戸籍」(注2)							-	-
相続人の「戸籍謄本」(上記 で確認できるときは不要)			-				-	-
「相続手続依頼書」	相続人全員が署名・捺印			-		-		-
	特定相続人が署名・捺印	-	-	-	-		-	
	遺言執行者が署名・捺印	-	-		-	-	-	-
	相続財産管理人が署名・捺印	-	-	-	-	-	-	
「印鑑登録証明書」 (発行日から6か月以内のもの)	相続人全員のもの			-		-		-
	特定相続人のもの	-	-	-	-		-	
	遺言執行者のもの	-	-		-	-	-	-
	相続財産管理人のもの	-	-	-	-	-	-	
名義変更の場合、「取引 印鑑票」等	相続人全員が署名・捺印	-		-	-	-	-	-
	特定相続人が署名・捺印		-					-
	遺言執行者が署名・捺印	-	-	-	-	-	-	-
	相続財産管理人が署名・捺印	-	-	-	-	-	-	
家庭裁判所の審判書謄本または調停書謄本の写し	-	-	-	-	-	-		
家庭裁判所の審判の確定証明(注3)	-	-	-	-	-	-		-

(注1) 相続手続内容

A	相続人の話し合いにより、相続する人が決まっている場合
B	相続人を決める前に、相続人全員へ払戻する場合
C	遺言書で遺言執行者が定められている場合
D	遺言書はあるが遺言執行者が定められていない場合
E	遺産分割協議書で、預金等を相続する方が確認できる場合
F	遺産分割協議書で、預金等の相続人が特定できない場合
G	家庭裁判所の審判または調停により相続人を決める場合
H	家庭裁判所により相続財産管理人が選任されている場合

(注2) 被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本(全部事項証明書)(発行日から6か月以内のもの)と改製原戸籍(有効期限なし)で法定相続人を確認させていただきます。なお、遺言書で遺言執行者が指定されている場合は、被相続人の死亡事実を被相続人の戸籍謄本(全部事項証明書)で確認させていただきます。

(注3) 「家庭裁判所の審判の確定証明」は、家庭裁判所の審判に基づき払戻等する場合のみ必要です。

以 上